

文書の裏を打つ

—長野県木曾郡王滝村御嶽神社・滝家所蔵「代々許状写」の翻刻と紹介—

山本 英二

文書の裏を打つ行為、裏打ちとは、破損の激しい

古文書の紙背、つまり裏面に紙を貼って補強することである。裏打ちは、大切な権利証文を後世に伝えていくための保存・修復であって、文書調査ではごく当たり前に目にするから、研究上はとりたてて気にすることはない。

しかし裏打ちが、ある権利関係の確認や許認可に関わっておこなわれていたとしたら、その行為には一体どのような意味があるのだろうか。

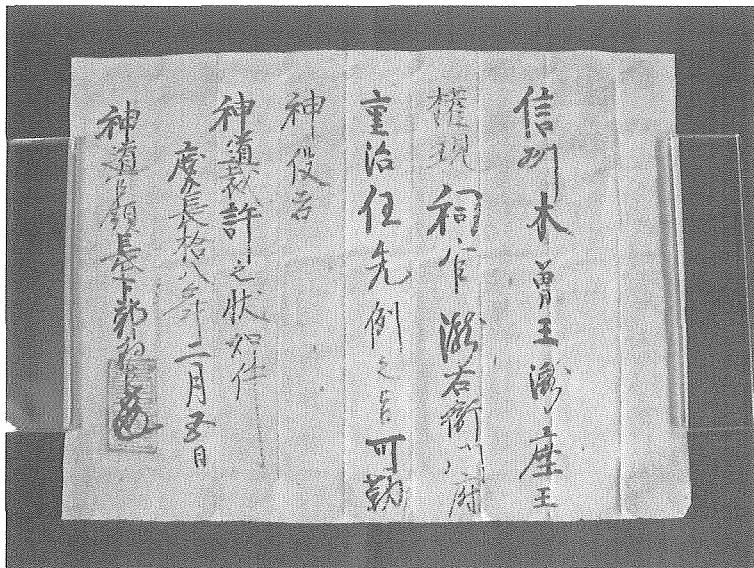
二〇〇六年から信州大学人文学部日本史・日本文学分野では、長野県木曾郡王滝村御嶽神社・滝家の共同調査をおこない、現在も継続中である。御嶽神社・滝家は、御嶽登山の拠点である王滝口の神職で、

戦国期からの古文書や祭文類を所蔵している。

調査の過程で目にした史料に「代々許状写」（史料2）がある。許状とは、神道裁許状のことで、江戸時代の神職が、身分保証のために本所である堂上公家の吉田家から発給してもらった免許状である。

歴代滝家の当主が受給した裁許状の写しをまとめた文書が「代々許状写」である。内容年代は、慶長十八（天保三年（一六一三）〜一八三二）までだが、宝暦五年（一七五五）からあとは逐次書き足されたものである。なお今回は、享保年間までを翻刻した。

文書は、信州木曾王滝座王権現祠官滝重治が慶長十八年に獲得した裁許状から始まり、この裁許状に裏打ちが施された事情が注記されているのである。



史料1・慶長18年神道裁許状

それによれば、宝暦五年二月二十六日、滝家が「御本所様」に吉田家当主に裁許状を見せたところ、古い文書で大切なものであるからと吉田家が直々に裏打ちを施し、三日後の二十九日、家老の鈴鹿信濃守・鈴鹿周防守を通じて「御広間」において返却された。その際、先祖から有り来たる通り、大切に神職としての役目を勤めるように申し渡された。実際に滝家に残る実物を見ると、折目の一ヶ所を補強したうえで、料紙全体に裏打ちを施した形跡が確認できる。

宝暦五年は、滝左京丞重晴が、父右京進重矩に伴われて上京し、神道裁許状を受けた時にあたる。裁許に際して先祖の裁許状がなければ、新たに裁許が認められないという訳ではないので、滝家はわざわざ慶長の裁許状を京都まではるばる持参したのである。

問題は裁許状の内容である。本文（史料1・写真）を見ると、滝重治の官名が「右衛門府」となっ

ている。これは「右衛門尉」が正しい。また発給者の署名する肩書が「神道官領」となっているが、これも「神道管領」でなくてはならない。さらに姓（滝家は藤原姓）が記されていない、慶長の裁許状が最初であるにもかかわらず、先例の旨に任せて与えたとする文章があるなど、いささか不審な箇所が目につく。ただ信州は、天正末年から神道裁許状が確認でき、全国的にも早い時期から吉田家が神職の編成を進めている地域である。そうはいつても、慶長までは裁許状はまだまだ少なく、くわえて真偽不詳の文書も多いため、書式の検討は簡単ではない。そこで改めて「代々許状写」所収の文書を見てみると、享保七年（一七二二）滝小兵衛が、曾祖父重治以来中絶していた裁許状の獲得を、尾張藩木曾福嶋寺社奉行所に願ひ出ている。そして翌八年正月、小兵衛の息子重次が丹波守を受領し、風折烏帽子・狩衣の装束着用免許の裁許状を得ている。ついで享保十五〜十八年（一七三〇〜三三）にかけて、滝丹

波重次の老齢を理由に、孫佐内重矩が裁許状の獲得を願ひ出て、享保十八年正月に右京進の官名と装束免許、それに中臣祓など各種祝詞も受けている。

興味深いのは、享保七年当時の当主が小兵衛を名乗り、受領していないことである。おそらくこのときまで滝家は、吉田家から裁許状を受けていなかったのではないだろうか。近世の御嶽神社は、王滝座王（蔵王）権現を名乗るように、山伏・修験らの影響が強く、これは信州全体の特徴でもある。だとすれば神社の本所である吉田家よりも、修験の当山派（醍醐寺）もしくは本山派（聖護院）からの編成を受けていたとしてもおかしくない。しかし修験の配下となったことを示す文書は、今のところ確認されていない。

とすると吉田家に属さない地方の有力神社であるがゆえに裁許を受けなかったという理解も有力だが、受領名を持たないことや周辺に滝家配下の神社のなことから、これも可能性は低い。

やはり享保く宝暦期、十八世紀になり、ようやく吉田家の配下に属する神職身分へと滝家が編成される過程で、近世初頭から代々神職であることの象徴として慶長の裁許状は必要とされたのではないだろうか。ちなみに御嶽山黒沢口の神職武居家は、寛永期に吉田家から裁許状を受けた形跡がある。

十八世紀、わけでも宝暦期は、木曾谷にとって、また本所の吉田家にとっても画期である。木曾谷では、尾張藩によって地誌編纂事業が進められ、宝暦七年（一七五七）、書物奉行松平君山により「吉蘇志略」がまとめられている。同書では、滝家の古文書は慶長年中に回禄にあって烏有に帰したこと、つまり火事で焼失したと記すのみである。しかし木曾谷では、地誌編纂を契機に神職や上層農民の間に、由緒という伝統意識が明確となっていく。

いっぽう吉田家に目を転じれば、宝暦期には神祇伯白川家の配下神職が増加し、吉田・白川の神職本所の競争が激化した時期に当たる。白川家は、それ

まで吉田家配下だった神職だけでなく、百姓身分で神社を管理するに過ぎない者や、宮座、都市の下層宗教者までも対象にして勢力を拡大している。

以上のことから、享保期以降、急速に神職身分意識を明確にしていく滝家は、吉田家を本所に仰ぐことで権威付けを図った。その際、滝家の神職としての象徴・根拠を慶長の裁許状に求めた。いっぽう神祇伯白川家との競合関係にあった吉田家は、配下の神職との本所関係の維持に迫られていた。そこで吉田家は、滝家の裁許状を裏打ちすることで、旧来から配下であった神職との関係を確認・強化しようとしたのではないだろうか。それは裏打された裁許状の授受が「御広間」においておこなわれていることに象徴されている。つまり裁許状の裏打ちとは、滝家と吉田家双方による、暗黙の了解のうちにおこなわれた政治行為なのである。

こう仮定すると、御嶽信仰における中核としての神職滝家は、十七世紀後半から十八世紀にかけて確

立していったことになる。しかしこの見解は、戦国期にはすでに身分や地位を確立させていたとみる従来の見解とは相反する。この問題を解決するには、御嶽神社・滝家文書の悉皆調査により、近世における御嶽信仰の実像を再検討していくほかないだろう。本稿は、そのための最初の一步である。

【文献】

生駒勘七『御嶽の歴史』（木曾御嶽教会、一九六六年）。

宮田登『宮田登 日本を語る 一四 海と山の民俗』（吉川弘文館、二〇〇七年）。

山本英二「尾張藩の歴史編纂事業と木曾の百姓控山」（徳川林政史研究所『研究紀要』第二六号、一九九二年）。

井上智勝『近世の神社と朝廷權威』（吉川弘文館、二〇〇七年）。

【附記】本稿は、二〇〇六～〇七年度科学研究費補助金・基盤研究A「地域ブランドの手法による地域社会の活性化」（課題番号一八二〇三〇二九 研究代表・村山研一）の成果の一部である。

【翻刻】長野県木曾郡王滝村御嶽神社・滝家文書

史料1 慶長十八年神道裁許状

信州木曾王瀧座王

權現祠官瀧右衛門府〔尉〕

重治、任先例之旨、可勤

神役者、

神道裁許之状如件、

慶長拾八年二月五日

神道官領長上卜部朝臣〔管〕（印）（花押）

史料2 代々御許状写

（表紙）

代々御許状写 全

信州木曾王瀧

座王權現祠官

瀧右衛門府重治、〔尉〕

任先例之旨、可

勤神役者、

神道裁許之状

如件、

慶長拾八年二月五日

神道官領長上卜部〔管〕

朝臣兼敬〔治か〕

右之一通、宝曆五年亥二月廿六日、御本所様御一覽被為遊、古キ物御大切ニ被思召、直ニ御本所様ニ而御裏打被遊、同廿九日、御家老鈴鹿信濃守様・鈴鹿周防守様御兩人御出被遊、於御広間ニ御渡シ被下置候、神役瀧右衛門〔尉〕府之通、如有来大切ニ可勤旨被仰渡候、

乍恐奉願口上覺

当村祢宜小兵衛、曾祖父右衛門尉^ノ受領仕、神職相勤申候処、夫^ノ以来代々神職者相続仕候得共、受領之儀ハ中絶仕候、依之、小兵衛儀、自力を以、何とそ受領をも仕度旨奉願候、村中同様ニ奉願候間、^(禱)乍輕被為聞召分、小兵衛願之通、御免被遊被下置候ハ、難有奉存候、以上、

寅十二月

王瀧庄や

彦 八

同所与頭

徳左衛門

同所祢宜

小兵衛

寺社

御奉行所

右之通、御役所へ差出申候、

乍恐差上申一札之事

一、当村御嶽山座王權現祢宜瀧小兵衛、神役相勤来

候、祖父瀧右衛門尉官位仕候後、中絶仕候故、受領仕度由、年来之大望故、福嶋宿寺社奉行所江申達候所、心次第致申様ニと被仰出、然上罷登申候、此小兵衛奉願候通、被為 仰付可被下候、若自今以後不作法・違背之儀等有之、及御聞被為遊候ハ、拙者共方へ被仰付可被下候、何分ニも御差
凶次第可仕候、為後日如斯ニ御座候、以上、

尾張領信州筑摩郡木曾王瀧村

享保八癸卯年

名主

正月

松原彦八

同所与頭

六郎兵衛

同

忠左衛門

同

次郎八

同

彦 兵衛

右之通、小兵衛上京之節、寺社御奉行所江御窺、吉田殿

へ庄屋・与頭印形ニ而差遣ス、

右御願申上候通、向後祢宜役佐内ニ被仰付被下候

ハ、難有奉存候、以上、

享保十五年

王瀧村庄や

戌正月

彦 八

信州筑摩郡木曾王瀧村

福嶋寺社

座王権現之祠官瀧

御奉行所

丹波守藤原重次、任

右之通、御役所へ差出申候、

先例、神事參勤

之時、可着風折鳥

乍恐奉願口上覚

帽子・狩衣者、

一、当村祢宜佐内儀、上京仕官仕度由相願申候、勿

神道裁許之状如件、

論困窮村之儀ニ御座候へ者、手伝仕候義ハ不罷成

享保八^{癸卯}年正月廿四日

候へ共、左内自力を以、受領仕度由ニ御座候間、

神祇管領長上従二位

奉願候通被仰付被下置候ハ、難有奉存候、尤奉

卜部朝臣

願候通御免被遊被下候ハ、来正月中ニ上京仕度

心懸ニ御座候、以上、

奉願口上覚

享保十七年

王瀧村庄屋

一、当村祢宜丹波、年罷寄祢宜役相勤兼申ニ付、孫

子十二月

彦右衛門

佐内ニ向後祢宜役相勤させ申候様ニ、村中奉願候、

寺社

御奉行所

右者、佐内願差上ヶ申候、

同

忠左衛門

乍恐差上申一札之事

同

伝七

一、当村御嶽山座王権現祢宜瀧佐内、神役相勤申候

同

先祖瀧右衛門尉任官仕候而、〔祖脱力〕父丹波守迄代々御願

彦兵衛

申上受領仕、神役相勤来候、依之、此度佐内義受

右之通、印形ニテ吉田様へ佐内持参仕候、

領仕、神役相勤申度奉願候故、福嶋寺社御奉行所

信州筑摩郡木曾土瀧村

江申達候所ニ、勝手次第仕候様ニ与被仰出罷登申

座王権現之祠官瀧

候、右佐内奉願候通被為 仰付可被下候、若自今

〔先〕右京進藤原重矩、任

以後無作法・違背之義等有之、及御聞被為遊候ハ

生例、神事参勤之

次第二可仕候、為後日如此ニ御座候、以上、

時、可着風折烏帽子・

尾張領信州筑摩郡木曾王瀧村

狩衣者、

名主

神道裁許之状如件、

享保十八年

松原彦右衛門

享保十八癸丑年二月十一日

癸丑正月

同所与頭

神祇管領長上従三位行

六左衛門

侍従下部朝臣兼雄

前後 奉願御事

一、繼目之御裁許狀、右京進藤原重矩、

一、木綿手纏・千早・掛緒・笏・沓、

一、中臣祓・六根清淨太祓・三種太祓・日月拜・同

所作次第・祈雨祝戸・參詣次第・地鎮次第、

右之通奉願候、宜御披露可被下候、以上、

信州木曾王瀧座王權現祠堂

享保十八年

瀧佐内印形

二月六日

御本所様

御役人中

右之通、御取次善八殿へ懸御目、御本所様方願之詔書付を以相願候様ニと被仰出、右之品々書付差出シ、官被仰付候、

信州筑摩郡木曾王瀧村威王權現之祠官瀧右京、此度

御許狀為願上京ニ付、証文之趣令承知、則相調候、

以上、

二月十一日

鈴鹿信濃守

鈴鹿能登守

鈴鹿左京亮

松原彦右衛門殿

六左衛門殿

忠左衛門殿

伝七殿

彦兵衛殿

右之御返札ハ、村方方差出被遣被下候御答也、

飛札令披閱候、先以弥無恙神役勤仕之旨珍重存候、

当地別条無之候、然者、本所御家統且御婚禮之為御

祝儀、金子式百疋被上之、則遂披露候処、遠境厚情

之至御満悦之事ニ候、猶期後音之時候、恐々謹言、

鈴鹿信濃守

鈴鹿能登守

鈴鹿左京亮

七月廿一日

宮田因幡殿

瀧 丹波殿

芳墨致披閱候、先以弥御無異御勤之旨珍重存候、今般御家統且御婚禮之為御祝儀、遠境御飛札、殊金子貳百足被上之、則遂披露、御厚志之程御満悦之御沙汰ニ候、其外銘々へ御祝儀、是又相達申候、猶期後喜之時候、恐惶謹言、

七月廿一日

小谷善八

宮田因幡様

瀧 丹波様

(受稿日 2007・10・15)

(掲載決定日 2007・10・15)

(やまもと・えいじ／信州大学人文学部)